

第 1 - 6

自走式自動車車庫編

チェックリスト（駐車場編）

【配置図】

- 空地の確認

【平面図】

- 普通階・無窓階の判定
- 床面積に対する開口面積

【立面図】

- 開口部分（有効開口高さ・幅の確認）
- 開放性に係る障害物の有無

【断面図】

- 階高

【移動式粉末消火設備】

- それぞれの設備から避難階段までの距離
- 包含範囲

【誘導灯設備】

- 誘導灯の設置位置、視認障害の有無
- 誘導灯の種別、形式

【自動火災報知設備】

- 回線数、警戒区域、鳴動方式
- 感知器、発信機の設置場所
- 感知器の免除可能場所

自走式自動車車庫

開放性が確保され火災時に煙が充満しない自走式自動車車庫には、移動式消火設備を設置することができる。本編では移動式消火設備の設置判定について解説する。

第1 用語の定義

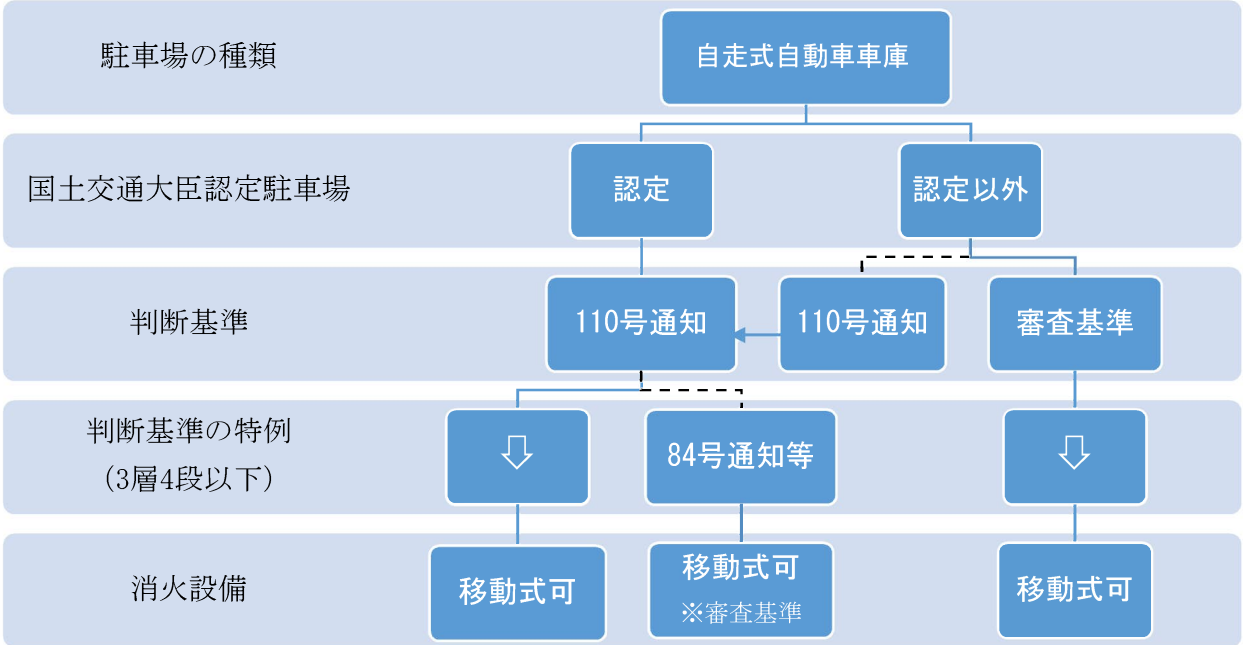
「自走式自動車車庫」：車室等に駐車する場合の移動を、自動車を運転させることにより行う形式の自動車車庫。

「審査基準」：審査基準Ⅱ 第5水噴霧消火設備 6移動式(1)ア ((キ)を除く。)に定める移動式の基準

「国土交通大臣認定駐車場」：下記の通知に掲げる国土交通大臣の型式認定(特殊な構造)を受けた自走式自動車車庫

- 「110号通知」：平成18年3月17日付消防予第110号(改正：平成21年3月31日付消防予第129号)
- 「691号通知」：平成19年2月6日付札消指第691号(改正：平成21年5月12日付札消指第29号)
- 「84号通知等」：平成3年5月7日付消防予第84号
平成6年6月16日付消防予第154号
平成12年1月7日付消防予第3号

第2 移動式の消火設備とすることができる自走式自動車車庫の判断基準 (フロー図)



----- : 準用 (開放性について各通知の基準を満たす開放性があると判断できる場合)

※ それぞれの基準に適合しない場合は固定式消火設備の設置が必要となる。

【注意事項】

常時外気に直接開放された外周部分に装飾や植栽を設ける場合、あるいは間仕切り壁等が設置される

場合には開放性の検証が必要。

第3 110号通知の判定基準

(多段式自走式自動車車庫:一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫を含む。)

消火設備の設置について

次の1から4の全ての基準に適合する自走式自動車車庫は、規則第18条第4項第1号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に含まれ、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備設置する場合に当たり、移動式の消火設備とすることができる。

- 1 建基法第68条の26に基づき、建基政令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けているものであること。
- 2 外周部の開口部の開放性は、次の(1)から(3)の全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと（別図1及び2参照）。
 - (1) 常時外気に直接開放されていること。
 - (2) 各階における外周部の開口部^(注)の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。

(注) 当該階の床面から天井までの壁面に存する開口部、(3)の有効開口部とは異なる。
 - (3) 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る（別図3参照。））が確保されていること（別図1及び2参照）。

図1 (有効開口部平面図)

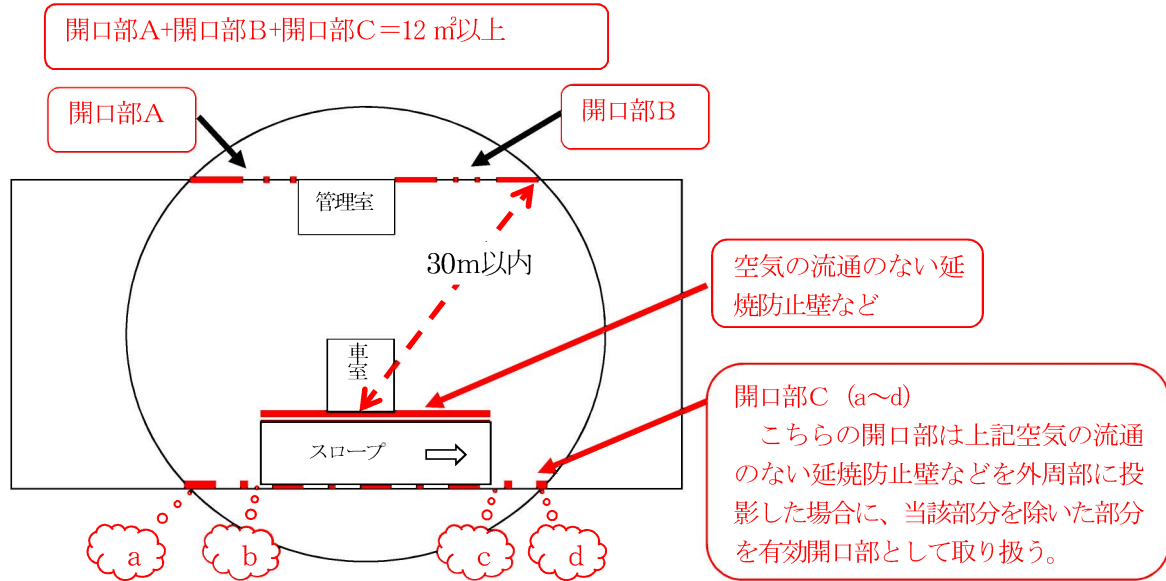


図2 (有効開口部断面図)

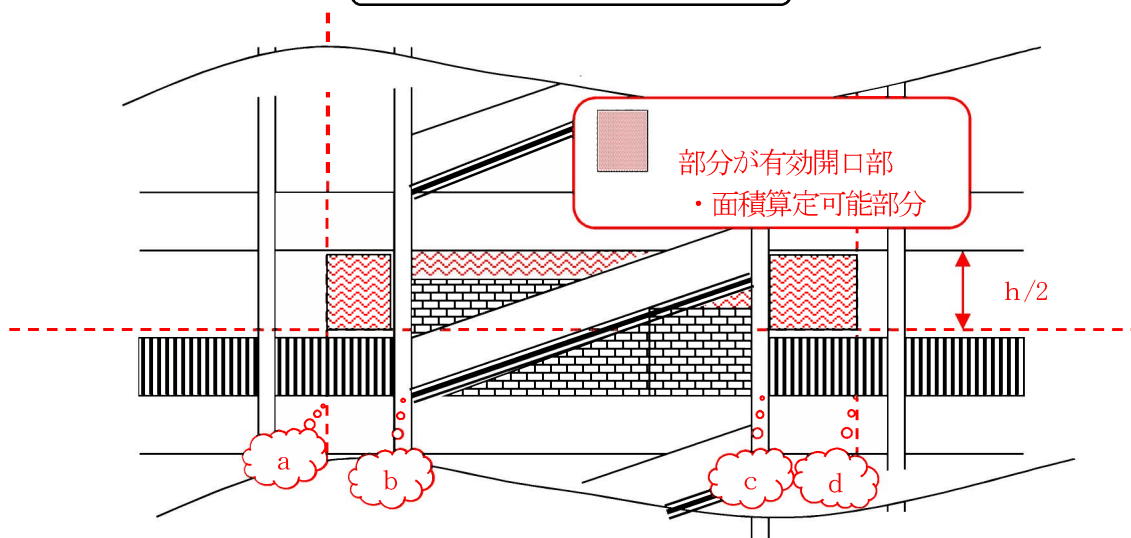
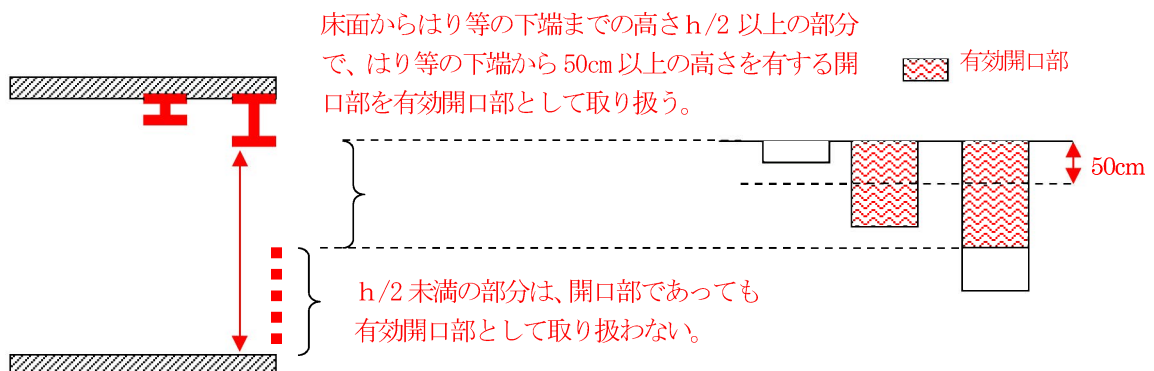
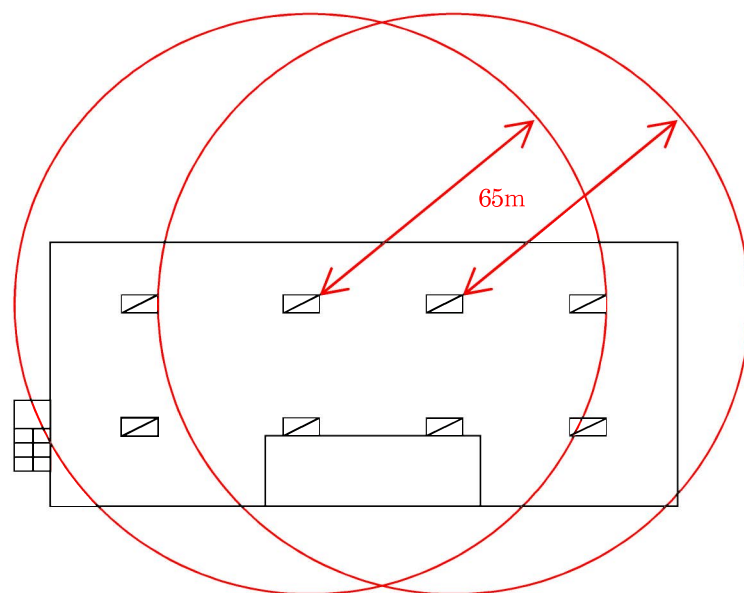


図3 (有効開口部断面図・正面図)



- 3 直通階段（建基政令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置位置からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること。

《煙中の移動の危険性を踏まえて、直通階段の設置要件としています。》



☐ 移動式消火設備

この階段配置では、各移動式消火設備から階段まで水平距離65m以内で包含できないことから移動式とすることは認められない。

- 4 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、五層六段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設ける事（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

第4 691号通知(110号通知の自走式自動車車庫にかかる札幌市の取扱い)

- 1 110号通知に基づく自走式駐車場に防雪ネットを設ける場合は、第3.1.(2).イ及びウのそれぞれ数値を下表のとおり読み替えること。

項目	対 象	数値	仕様1の場合	仕様2の場合
(2)イ	床面積あたりの開口部の比率	5%	7.2%	6.9%
	外周長さに乗ずる数値	0.5m	0.72m	0.69m
(2)ウ	車室から30m以内の外周部の開口部面積	12 m ²	17 m ²	16.5 m ²

※仕様1：4mmメッシュ 仕様2：3mmメッシュ2枚貼り

- 2 国土交通大臣認定駐車場以外の自走式自動車車庫について110号通知を準用した場合も、本通知を適用することができる。
- 3 防雪ネットにより「無窓階」(規則第5条の3)となる場合であっても移動式消火設備の設置基準に適合する部分は、政令第32条を適用し、政令第28条排煙設備の設置を免除することができる。

第5 84号通知等の判定基準(一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫に限る。)

- 1 消火設備の設置について

階ごとに次の(1)若しくは(2)又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、移動式の消火設備とすることができる。この場合、「建設大臣の認定を受けた」を「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて(平成14年11月14日付国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議)により取り扱われている」ものであること。

- (1) 壁面について、次のア又はイに該当すること。

ア 長辺の一边について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。

イ 四辺の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されていること。

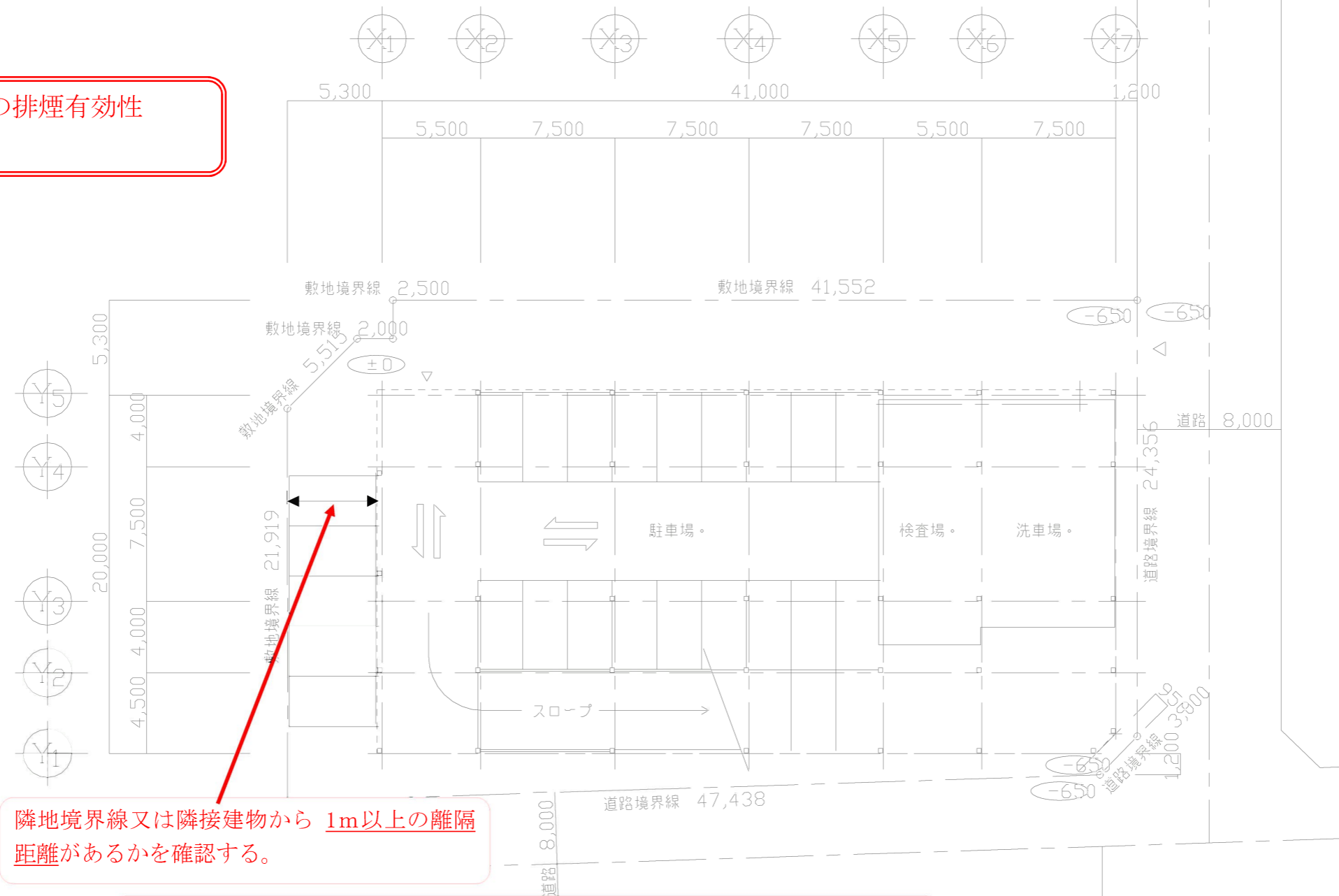
- (2) 天井部分(上階の床を兼ねるものを含む。)の開口部(エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。)の面積の合計が、当該場所の床面積の15%以上確保されていること(開口部が著しく偏在する場合を除く。)

- 2 国土交通大臣認定駐車場以外の自走式自動車車庫についても84号通知等を準用して差し支えない。

国土交通大臣認定駐車場以外の
移動式消火設備の判定

配置図

外壁に面する開口部の排煙有効性
について確認する



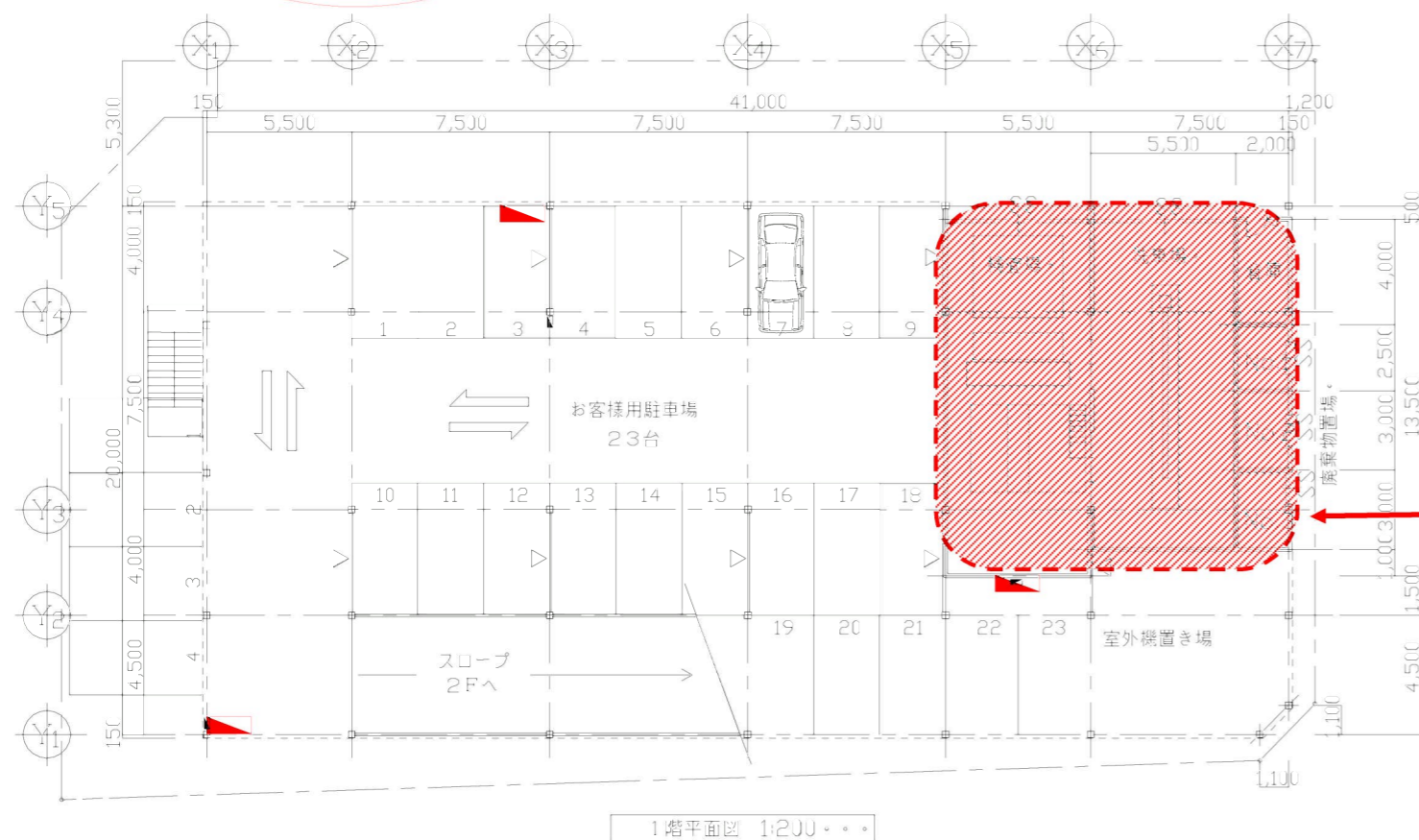
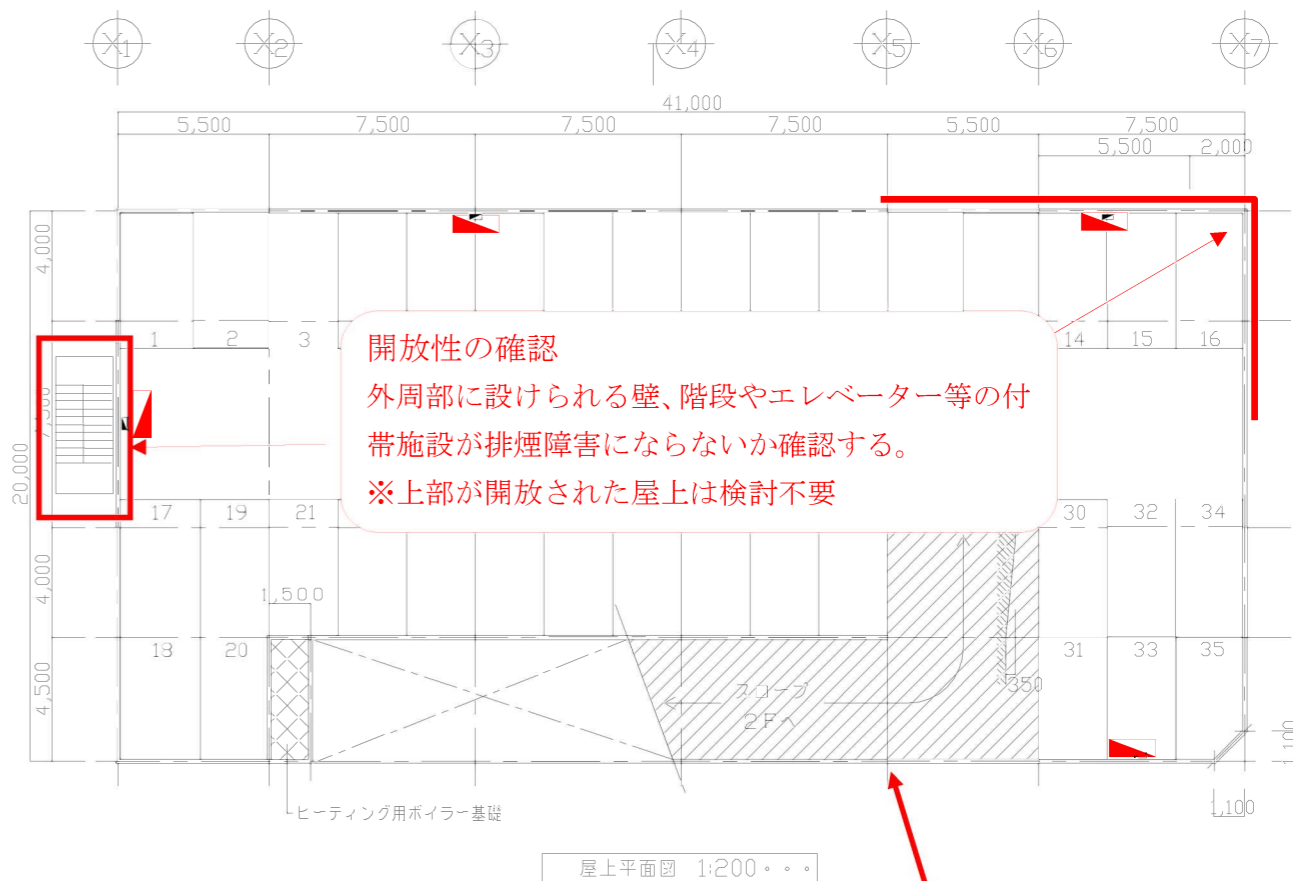
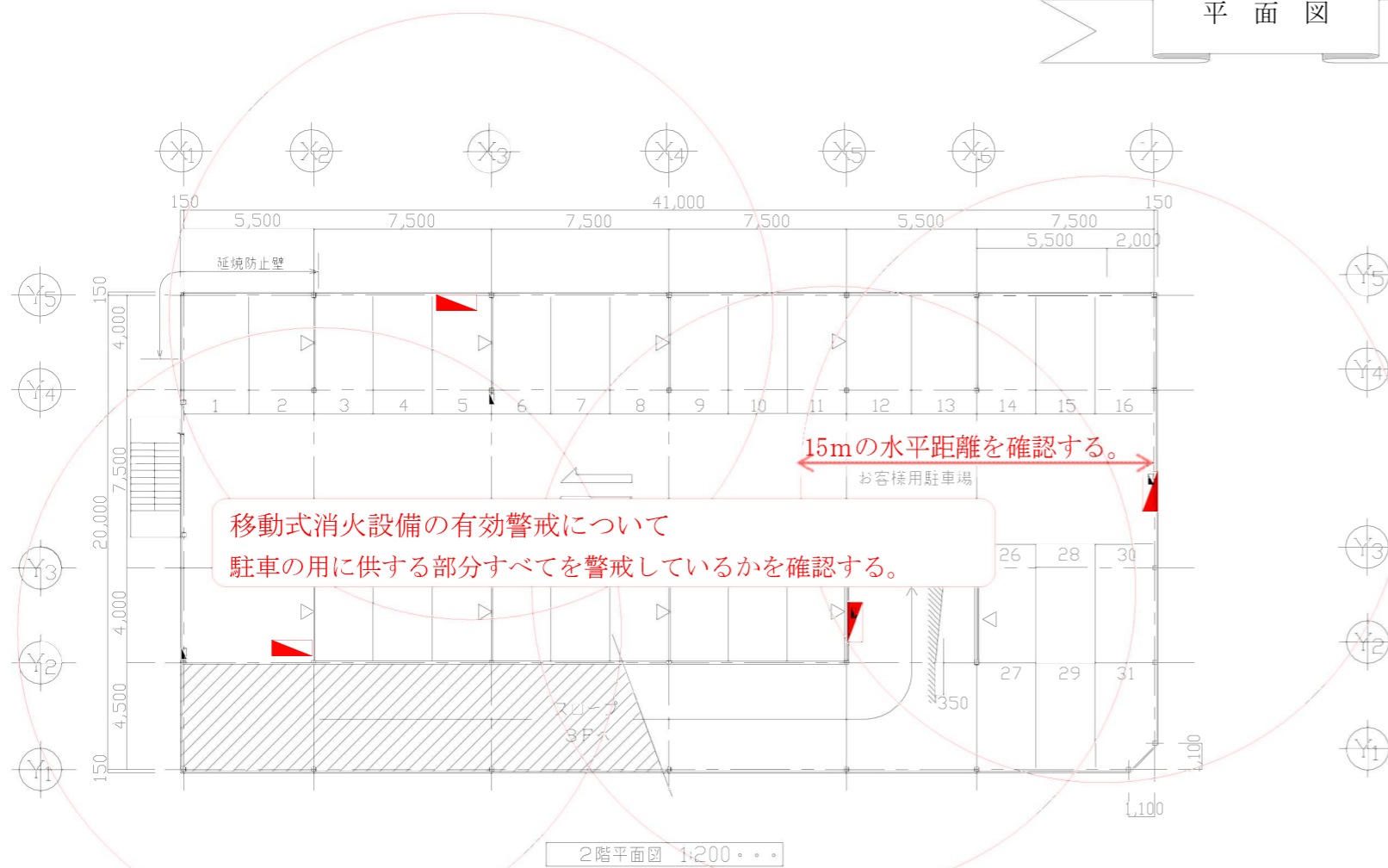
隣地境界線又は隣接建物から 1m以上の離隔距離があるかを確認する。

《建物密集地の特例》 隣地までの距離が 1m未満 50cm以上の部分に限る
次の開口部計算を行い、開口部分の有効面積の合計が床面積の 20%以上を確保出来る場合は移動式
消火設備の設置を認める。

開口部面積 = (開口部の高さ - (1 - 開口部からの隣地境界線等までの距離)) × 開口部の幅

配置図 1:300

平面図



傾斜路の形態について確認する。

「駐車の用に供される部分」

※ 主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路が含まれる。しかし、駐車場にいたる外部の誘導路（ランプ）は含まれない。

「駐車場にいたる外部の誘導路」

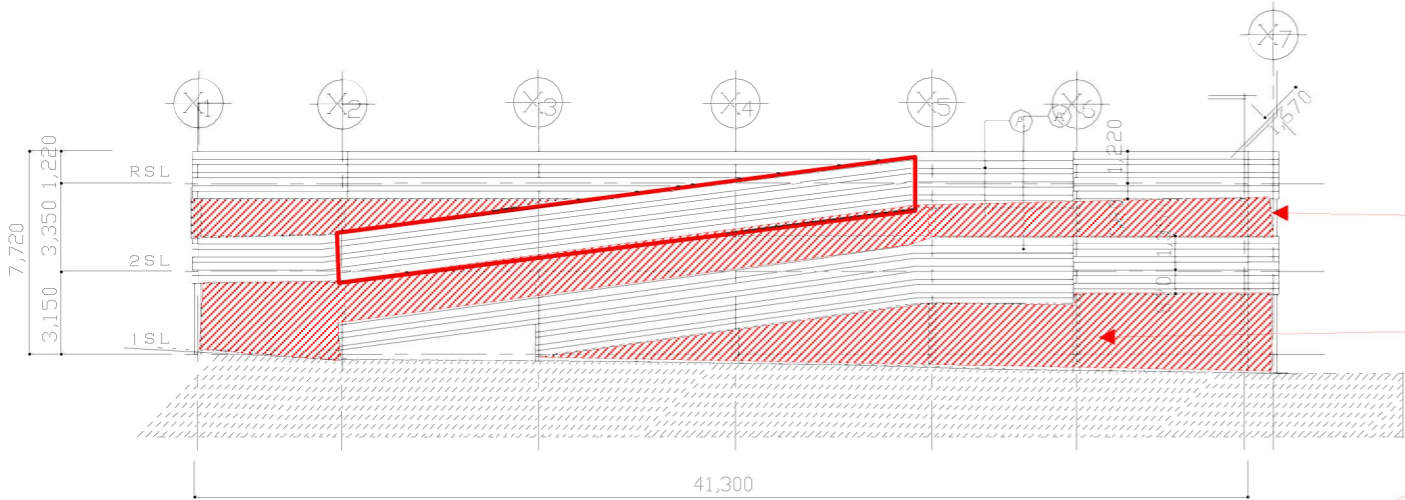
※ 屋根等がない開放された部分で建基法の規定に基づく床面積に算定されない駐車場にいたる傾斜路等をいう。この場合、駐車の用に供する部分の床面積を算定する部分から除外され、また、移動式粉末消火設備等の設置も要しない。

検査場又は洗車場は、駐車の用に供する部分には該当しないことから移動式粉末消火設備等の設置を要しない。

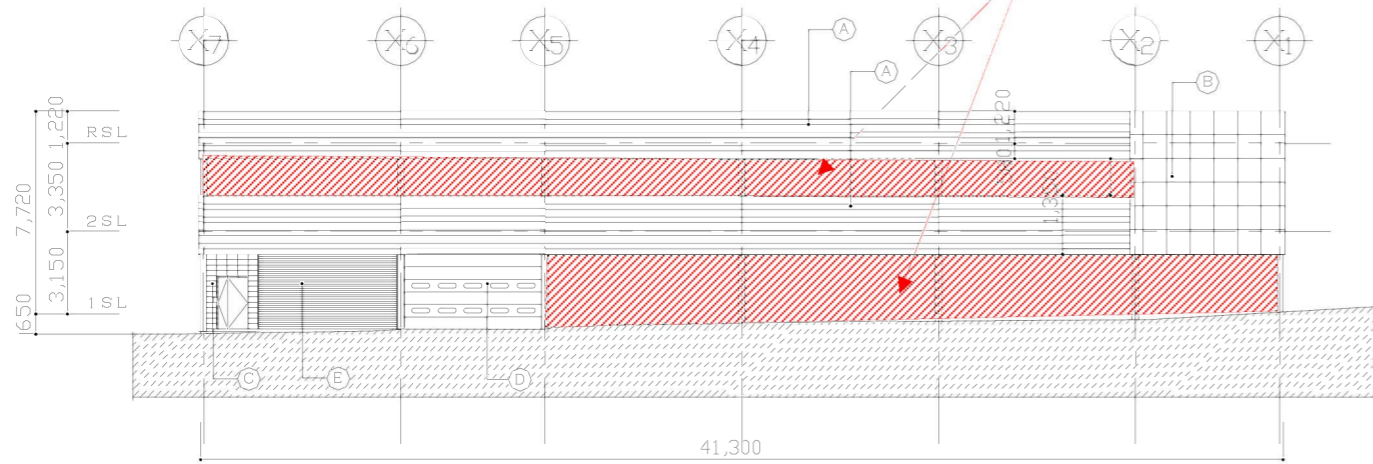
立面図

排煙上有効な開口部を立面図で確認する

 有効開口部の範囲



東側立面図 1:200



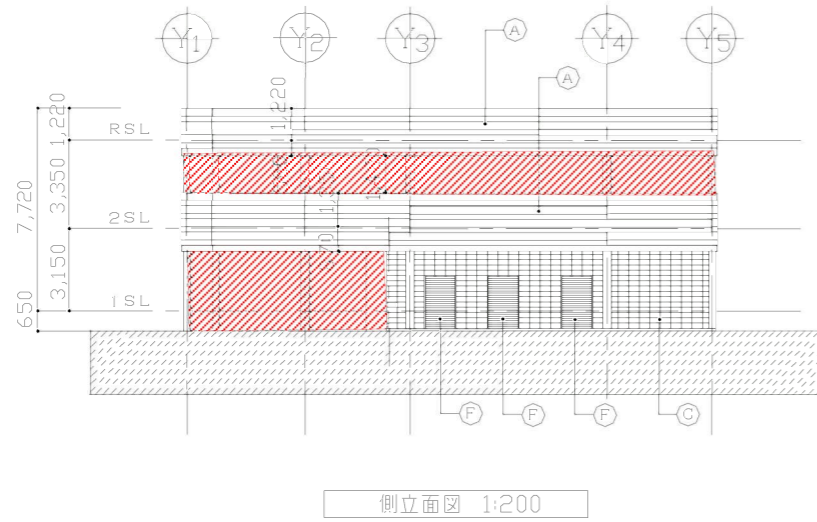
西側立面図 1:200

「火災のとき著しく煙が充満するおそれがある場所」について確認する。

「火災のとき著しく煙が充満するおそれがある場所」とは、建築物構造、状況等により異なるが、消防隊又は関係者の消火活動上支障となる煙が充満する場所をいい、概ね、二方が開放されている場所又は一方が開放されており、かつ、もう一方の半分が開放されている場所等以外の場所をいうものである。

- 隣地境界線及び隣接建物と1 m以上離れていない外周部は排煙上有効な開口部と取り扱えない（建物密集地の特例あり）。
- 看板及び装飾等で覆っている外周部分は排煙上有効な開口部に該当しない。
- 防火シャッター等で面積区画や階の区画がされている部分は、区画された部分ごとに開放性を判断する必要がある。

その他の注意事項



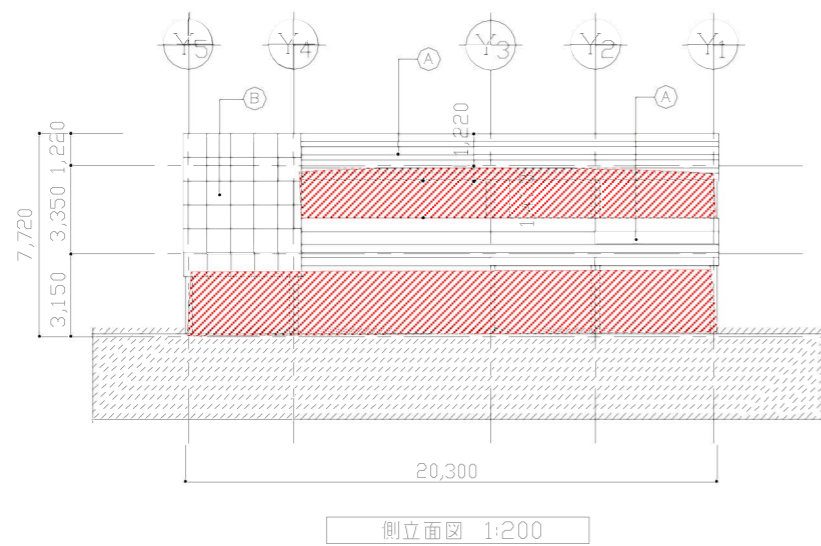
排煙上有効な開口部に防雪ネットを設置する場合の取り扱いについて①

防炎性能を有し一のメッシュの大きさが概ね $3\text{ mm} \times 3\text{ mm}$ 以上の形状のものは、常時外気に開放した開口部と同等の取り扱いをして差し支えない。

本基準は審査基準に基づく15%開口についてであり、110号通知に基づく開放性に対しては適用できない。

排煙上有効な開口部に防雪ネットを設置する場合の取り扱いについて②

排煙上有効な開口部に防雪ネットを設置した場合には、無窓階となるので留意する必要があること。



屋上駐車場に設ける連結送水管の設置について

一層二段及び二層三段の自走式自動車車庫にあつては、**条例第53条**で必要とされる屋上駐車場の連結送水管を設置しないことができる。